

# 介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組みについて

2024年（令和6年）4月1日

介護老人保健施設 ケアセンターこうせい

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組み	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	②他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	③職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組みの実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	④働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	⑤研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	⑥上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機械の確保
両立支援・多様な働き方の促進	⑦子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	⑧職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	⑨有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	⑩介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施。
	⑪短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施。
生産性向上のための業務改善の取組み	⑫タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	⑬業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	⑭ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。
	⑮利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供